



JEC ニュース冬季号では、最近行われた、または近々予定されている環境関連の動きを取りまとめました。

1. ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (H16.12.17 施行)
2. ダイオキシン毒性等価係数の見直し (2005 年夏予定)
3. 中国版 RoHS 制定の動き
4. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正 (H16.12.1 公布)
5. PCB 廃棄物の処理を確実にこなうことができると認められた法人 (H16.12.20)
6. 「エコアクション 21 認証・登録制度」

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

『ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令』が平成 16 年 12 月 27 日公布及び施行されました。これまでに環境省では、ダイオキシン類の簡易測定法の適用可能性について「ダイオキシン類簡易測定法検討会」を設置し進めておりました。今回の規則改正では、「ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について(平成 16 年 11 月 12 日)」を踏まえ、廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の測定の一部に生物検定法による簡易測定法の追加等を行うこととなりました。



簡易分析方法のイメージ

(株式会社クボタ様の“Ah イムノアッセイキット®”を引用)

1) 主な改正内容

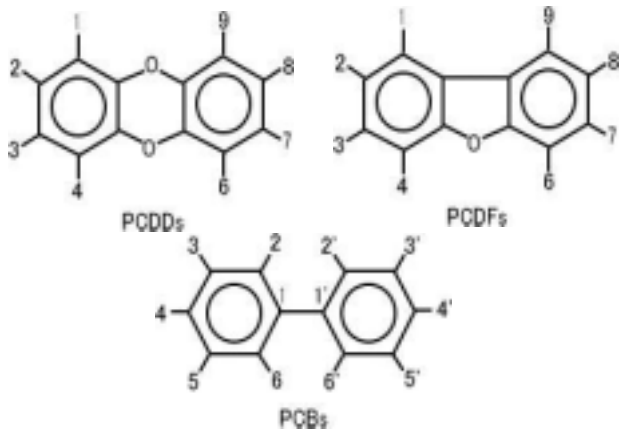
高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による従来の測定方法に加えて、生物検定法による簡易測定法を用いることが出来ることとされました。ただし、用いる簡易測定法と使用可能な媒体は限られております。

生物検定法	生物検定法が使用可能な媒体
<ul style="list-style-type: none"> ・アリール炭化水素受容体(Ah レセプター)に結合することを利用した方法であって、十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法 ・ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法であって、十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス(焼却能力 2,000kg/時未満の廃棄物焼却炉に限る) ・ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

2) 今後の予定

“環境大臣が定める方法”について検討するため、環境省の応募要件に該当する測定方法が公募されます。公募から測定方法として導入されるまでの流れとしては、公募された測定方法を共通の標準試料や実試料を用いた分析試験が実施されます。環境省内に設置する検討会で、個別の測定方法を検討・評価し、夏頃に“環境大臣が定める方法”として告示する予定となっております。そこで初めて公定法として利用できるようになります。

ダイオキシン類の毒性評価の見直し



世界保健機構(WHO:World Health Organization)によって1997年に提案されたヒトや哺乳類に関するダイオキシン類の毒性評価のための**毒性等価係数(TEF:Toxic Equivalency Factor)**が、今夏にも見直される見通しです。

現在は、ダイオキシン類など関連文献に関するデータベースを作成するとともに、各国の主要な研究者に意見照会中で、8月トロント(カナダ)で開催予定のダイオキシン国際会議で専門家会合が開かれ議定書案をまとめる予定とされています。

TEFは、様々な異性体のあるダイオキシン類について、最も毒性の強い**2,3,7,8-TCDD**を“1”として各物質の毒性を相対的に示す指標です。各国でダイオキシン類の排出量や濃度を把握するための毒性等量(TEQ:Toxic Equivalents)算出の際に用いられています。

環境省では、『暴露評価などリスク評価の枠組みにも影響するため、その動向を注視している』としています。また、今回の見直しにより、例えば、**耐容一日摂取量(TDI:Tolerable Daily Intake)**など関連の基準も、今後、影響を受ける可能性があります。

国内のTDIはダイオキシン類特別措置法に基づいて、WHOの**基準値(体重1kg当たり1日1~4pg-TEQ)**の範囲内の“**4pg-TEQ**”に定められています。国際的には強化される方向にあります。

中国版 RoHS 策定へ

今年度中にも、中国版 RoHS の最終草案が出される見通しです。EU と異なるのは IT 機器のみに適用される点で、製品の主な構成材料とリサイクルのための情報表示、製品の安全使用期限の明記が義務付けられます。現在、標準化と製品カテゴリー決定作業が進んでおり、10月に標準化案、2006年4月に製品カテゴリー案をまとめる予定となっております。規制については、鉛など有害化学物質6物質の全面禁止で、EUと同様2006年7月1日から行われることとなっております。

中国版 RoHS の日本語訳は『**電子情報製品生産汚染防止管理方法**』で、環境保護法やグリーン生産法などにに基づき政府が規定を定めます。EU版にはない『**安全使用期限の明記**』については、生産者が製造した電子情報製品上に明記し、またその説明書に詳細を記すこととされています。これは、安全使用期限内に毒物が抽出したり、環境に負荷を掛けた場合、生産者の責任になるというものです。

規制対象となる物質はEUのRoHS指令と同様、**鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)**の6物質で、規制値は国際標準を基本とします。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行例の一部を改正する政令(H16.12.1)

公害防止管理者等は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において、特定の公害発生施設を設置する工場の事業者に対して施設の区分ごとに選任することが義務付けられています。

今回の改正は、効率的な公害防止の整備を図るため、公害防止主任管理者を選任すべき工場の要件の緩和、公害防止管理者の選任区分の見直し等について所要の改正が行われるものです。

改正内容

公害防止主任管理者を選任すべき工場の要件の緩和	
従来の要求事項	改正内容
・ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の両方が設置されている特定工場のうち、排出ガス量が4万m ³ /時以上であり、かつ、排水量が1万m ³ /日以上である工場については、公害防止統括者並びに大気関係及び水質関係施設ごとの公害防止管理者を選任するほか、公害防止統括者を補佐し、両公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者を選任することとされています。	・大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者の両者間の指揮・調整を要しない場合や両公害防止管理者を同一人が兼任している場合など、当該工場からのばい煙並びに汚水及び廃液が確実に処理できる場合には、公害防止主任管理者の選任を免除することができるよう、改正が行われます。
公害防止管理者の選任の区分の見直し	
旧区分	新区分
・騒音関係公害防止管理者 ・振動関係公害防止管理者	・騒音・振動関係公害防止管理者 (二つの区分を統合し、新たに設定されます。)
公害防止管理者等の資格に係る講習を受けるために必要な資格要件の見直し	
・効果的に資格を付与する観点から、講習の受講要件として必要な特定の技術資格に、それぞれの公害発生施設の区分の特性に応じ、 技術士(環境部門)、環境計量士、第一種作業環境測定士 等が追加された。	

公布 平成16年12月1日(水)

施行 平成18年4月1日(土)

表中 については、平成17年4月1日(金)から施行

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実にこなうことができると認められた法人

平成 17 年 1 月 12 日環境省告示第 2 号により『独立行政法人環境保全機構法』の規定により、平成 16 年 12 月 20 日付けで『日本環境安全事業株式会社(JESCO)』がポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理を確実にこなうことができることを認められる法人に指定されました。これにより、PCB の処理に係る事業が本格的に開始されます。

1)PCB とは

工業的に合成された化合物で、熱で分解されにくい、電気絶縁性が高い、燃えないなど化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙などさまざまな用途に使用されていました。

国内では、昭和 47 年までに約 54,000 トンの PCB が使用されています。昭和 49 年には製造や新たな使用が禁止されています。

2)PCB の使用用途は？

PCB が使用されている代表的な電気機器としては、高圧トランス、高圧コンデンサ及び安定器の絶縁油があげられます。

3)PCB の有害性は？

PCB は脂肪に溶けやすいことから、慢性的な摂取により人の健康を害することが報告されています。昭和 43 年にはカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化しました。

また、PCB 廃棄物は食物連鎖などで生物の体内に濃縮しやすいこと、さらに、環境中で分解されにくく長距離を移動して地球規模での汚染を引き起こすことが報告されています。

4)なぜ PCB 廃棄物の処理が必要か？

PCB は昭和 49 年に製造や新たな使用が禁止されて以来、PCB 廃棄物は約 30 年にも及ぶ長期保管のため紛失や漏洩が発生しており、次世代の環境安全が既に脅かされています。このため、平成 13 年に『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法』が制定され、これにより、PCB 廃棄物の保管事業者は平成 28 年までに処理することが義務付けられています。

5)PCB 廃棄物に関する規制及び罰則

『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法』

平成 28 年 7 月 15 日までに適正処理を行わず、環境大臣または都道府県知事による改善命令に違反した場合

3 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金又は併科

PCB 廃棄物を譲り渡し、または譲り受けた場合（環境省が定める場合を除く）

3 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金又は併科

PCB 廃棄物の保管および処分について届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合

6 ヶ月以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金

PCB 保管事業者の相続、合併または分割により事業を継承した法人が承継届けを行わなかったり、虚偽の届けをした場合

30 万円以下の罰金

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』

PCB 廃棄物を不法に投棄した場合

法人には 1 億円以下の罰金

PCB 廃棄物の収集運搬や処分を無許可で営業したり、措置命令に違反した場合

5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金又は併科

許可を受けていない収集運搬・処分業者に委託した場合

3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金又は併科

マニフェストに虚偽の記載をした場合

50 万円以下の罰金

PCB 廃棄物の管理責任者を置かなかった場合

30 万円以下の罰金

・エコアクション 21 認証・登録制度

『エコアクション 21 認証・登録制度』は、広範な中小企業、学校、公共機関などが「環境への取り組みを効果的・効率的におこなうシステムを構築・運用・維持し、環境への取組の目標を持って行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」方法として環境省が策定した「エコアクション 21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版」に基づく認証・登録制度です。

財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター（IGES-CfS）は 2004 年 10 月から、ガイドラインに沿って環境に取り組む事業者を認証・登録する『エコアクション 21 認証・登録制度』を実施しています。エコアクション 21 についてその概要を紹介します。

1) エコアクション 21 の特徴

中小企業でも容易に取り組める環境経営システム

中小事業者等の環境への取組を促進し、その取組を効果的・効率的に実施するため、ISO14001 規定をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。

必要な環境への取組を規定（環境パフォーマンス評価）

エコアクション 21 では、必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を規定し、さらに、必ず取組むべき行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水を規定しています。

環境コミュニケーションの取組を規定（環境報告）

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得るための必要不可欠の要素であるとし、環境活動レポートの作成と公表を必須の要素として規定しています。

2) エコアクション 21 の構成

エコアクション 21 は右の 4 つのパートにより構成されています。

この 4 つのパートに沿って取組むことにより、幅広い事業者が効率的にシステムを構築することができ、環境に関する取組の現状把握から、目的・目標の設定、管理、改善に至るまでの総合的な運用を図ることができます。

1. 環境への負荷の自己チェックの手引き
2. 環境への取組の自己チェックの手引き
3. 環境経営システムガイドライン
4. 環境活動レポートガイドライン

3) エコアクション 21 の認証・登録の手続き

エコアクション 21 の認証・登録は、環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づいて、

環境経営システムを構築・運用・維持し、二酸化炭素の削減等必要な**環境への取組**を行い、

環境活動レポートを定期的に作成・公表し、

認定・登録された**エコアクション 21 審査人**による所定の審査を受審し、かつ判定委員会の審議により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

4) 認証・登録に要する費用等

事業者の**認証・登録期間**は 2 年間で、

登録 1 年後に**中間審査**、2 年以内に**更新審査**を受審することとなります。

認証・登録に要する費用等は概ね右表のとおりとなります。

費用（税別）	従業員数	
	10 人以下	11 ~ 300 人
登録料(2 年分)	50,000 円	100,000 円
審査料(規模に応じ)	100,000 円 ~ 300,000 円	

当センターでは、このエコアクション 21 の認証を受けようとする事業者に対して適切なコンサルティングおよび審査が行なえるよう、エコアクション 21 審査人の養成を行なうとともに、受審される事業者の申し込みから判定までの手続きを行なえる「エコアクション 21 地域事務局」の認定申請を行っております。

『エコアクション 21 認証・登録制度』のより詳しい内容は、『財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター（IGES-CfS）エコアクション 21 事務局（URL:<http://www.ea21.jp>）』へお問い合わせ下さい。

当センターでは、ダイオキシン類分析において認定を受けた ISO/IEC17025 試験所認定について、今年 7 月を目途に RoHS 分析の一部を加えて認定範囲の拡大を行なうべく準備を進めています。また、油中の PCB 分析については、今後予測されるニーズの増加に対応できるよう、分析体制の強化、および迅速分析法の研究を行なっています。

エコアクション 21 認証・登録制度は、ISO14001 認証取得事業所の環境活動とあいまって地域の環境保全、持続可能な社会の構築に有効と考え、当センターとしても積極的に支援できるよう、人材の育成と体制作りを行なっています。どうぞ、当センターにご相談下さい。

財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882

E-mail : info@jo-kan.or.jp

URL : <http://www.jo-kan.or.jp>

担当：業務課 / 中嶋・森

【編集一口メモ】

水害、地震と、多くの自然災害に見舞われた 2004 年度は大雪で締めくくられることとなりました。改めて自然の力を見せ付けられた思いでした。2005 年度は平穏な自然環境を感受できる年となることを祈りつつ、今年度の第 4 号をお届けします。

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

編集担当：企画調査課 / 榎木・中條

